

裁判所めぐり

大

津

地方

家庭

裁判所



(大津地方・家庭裁判所本庁 右が本館，左が別館)



■豊かな自然をはぐくむ琵琶湖■

滋賀県は、日本の国土の約1%の県土面積（4,017平方キロメートル）を有しており、周囲を1,000メートル前後の高い山々に囲まれ、中央部に県の面積の約6分の1を占める日本最大の湖「琵琶湖」があります。琵琶湖は、近畿約1,400万人の貴重な水源となっています。

琵琶湖が誕生したのは、今から400万年前で、世界有数の歴史を持つ「古代湖」です。長い歴史の中で豊かな自然をはぐくんできた琵琶湖は生物相が豊かで、ビワマスやセタシジミなどの固有種が50種以上も確認されています。その固有種の一つであるニゴロブナの子持ちのメスを用いて作られるふな寿司が、滋賀県の郷土料理として平成19年に農林水産省が発表した「農山漁村の郷土料理百選」に選ばれました。このふな寿司は、多くの方がイメージをされる寿司とはほど遠い

外見をしており、風味も、酸味が強く、独特の臭いを発しますので、慣れない方には敬遠されます。しかし、ふな寿司は、なれ寿司の一種であり、現在の寿司の原型とされています。

ところが、このふな寿司も、最近では、大変貴重なものとなっています。それは、琵琶湖の環境の変化、外来魚繁殖の影響による生態系の変化などにより、ニゴロブ



(職員自家製のふな寿司)

ナの漁獲量が激減しているからです。琵琶湖で見つかった外来魚は、ブラックバスやブルーギルなど34種類で、その駆除には有効対策がなく、頭を悩ましているところですが、さまざまな試みの一つとして、平成19年に滋賀県は「びわ湖のブラックバスを食べつくそう!!」とブラックバスのムニエル料理等を県庁の食堂のメニューに加えました。味は、あまりくせがなくあっさりとした白身魚で、スズキに味が似ています。さて、これが妙案となるでしょうか。

■大津の歴史■

大津地方・家庭裁判所本庁の所在地である大津市は、滋賀県の県庁所在地であり、県の南部に位置し、西は京都府に接しています。東西の交通の要衝、琵琶湖の水上交通の要衝として古くから発展し、周辺には、世界遺産の延暦寺をはじめ、三井寺や日吉大社といった名刹が多く、観光地として発展しています。近年では、関西大都市圏のベッドタウンとして人口増加が著しい街となっており、琵琶湖湖畔には数多くのマンションが林立し始めています。

大津地方・家庭裁判所の歴史を語る上で大きな出来事といえば「大津事件」です。この事件は、明治24年（1891年）5月11日にロシア皇太子ニコライ・アレクサンドロ（後のニコライⅡ世）が大津市を訪問中、警備の巡査に斬りかかれ負傷した殺人未遂事件です。事件は、政府を震撼させ、大国ロシアの報復を恐れ、日本国中を恐怖に陥れました。この歴史的事件の裁判では、大津の裁判所の法廷が大審院法廷として使用されました。この裁判は、裁判所が時の政府からの干渉をしりぞけ、判決を下したもので、司法権の独立を守ったものとして知られています。当時法廷が開かれた庁舎は、明治35年（1902年）に焼失してしまい、往事を偲ぶものとして、

大津市京町通りの事件現場附近には、「大津事件」の碑がひっそりと佇んでいます。

■湖国の裁判所■

滋賀県の裁判所は、大津市に大津地方・家庭裁判所本庁及び大津簡易裁判所があるほか、彦根市及び長浜市にそれぞれ支部と簡易裁判所が、高島市、甲賀市及び東近江市にそれぞれ簡易裁判所があります（高島市には家裁出張所もあります。）。

■裁判員制度広報の取組み■

平成21年5月までに、国民の中から無作為に選ばれた6人の裁判員が一定以上の重い犯罪について、3人の裁判官と同じ立場で刑事裁判に参加する裁判員裁判が始まります。

平成19年8月に、大津地方・家庭裁判所本庁には、裁判員裁判用の各種設備を整えた別館が完成、竣工しました。特に、裁判員裁判用法廷は、大きくゆったりとしており、充実した審理を行うことのできる造りとなっています。傍聴席もこれまでの法廷よりも足下が広く、傍聴人にとっても快適な環境となっています。この別館の完成に伴い、平成19年10月「法の日」週間に、一般市民を対象にした裁判員模擬裁判を実施いたしました。また、大津の裁判所



（「大津事件」の碑）



（別館 第21号法廷）



(出前授業と模擬裁判の風景)

では、裁判所見学希望者の都合に合わせた裁判員制度等の説明会や刑事裁判の傍聴の案内をしています。さらに、裁判官や裁判所職員が学校や企業等に出張して模擬裁判や説明会なども行っています。参加された方から「裁判が身近に感じられた」、「刑事裁判を傍聴したのは初めてで、良い経験になった」、「模擬裁判に参加して裁判を見る目が変わった」など大変好評をいただいています。企業を訪問した際には、裁判員制度についての説明に加えて、従業員の方が裁判員として裁判に参加することについて、企業の規模、業種によって、どのような障害事由があるのかなどをお聴きするとともに、裁判員有給休暇制度の創設など、裁判に参加しやすい職場環境作りの協力をお願いしています。

このような広報活動に加えて、平成19年10月から平成20年3月まで、県内の6箇所（高島、彦根、長浜、近江八幡、甲賀及び大津）で、裁判員制度フォーラムを実施しました。このフォーラムでは、裁判員裁判における評議を体験していただきました。参加者から事件関係者の供述の食い違いなど多角的な視点からの意見が多く出されま



(長浜会場)

した。「初めてだったので自分の思っていることをうまく発言することができなかった。このような機会をもっと増やして欲しい」、「もっといろんなケースで裁判員裁判を経験してみたい」というご意見もあり、間もなく始まる裁判員制度について、国民のみなさんの興味や関心の高さを改めて感じました。

このほかにも、大津では裁判所だけでなく、大津地方検察庁と滋賀弁護士会と協力しあって各種の裁判員制度の広報を行っています。平成19年8月に大津港周辺で行われる琵琶湖の夏の風物詩「びわ湖大花火大会」に向かう見物客に法曹三者が浴衣姿で裁判員制度のうちわを手渡しました。



(裁判員制度広報の様子)

裁判員制度は、社会人や主婦などさまざまな方に参加していただく必要があります。大津の裁判所でも国民の皆さんに安心して刑事裁判に参加していただけるよう、検察庁や弁護士会と共同で、県内の企業や各種団体の協力を得ながら、本格的な裁判員模擬裁判を繰り返し行い、迅速で分かりやすい「目で見て耳で聞いて分かる審理」になるよう検討を重ねています。今後とも、司法がより身近で「頼りがいのある」ものになるように努めていきたいと考えています。今後の大津地方・家庭裁判所の取組みについては、裁判所のホームページの中の「大津地方裁判所・大津家庭裁判所」のコーナーに掲載しておりますので、是非御覧になってください。